

■【トピックス】

コロナ敗戦！



オミクロン株の想定を超える感染拡大により、大阪や東京では救急救命に支障が出ています。すでに医療崩壊の状態です。コロナ禍も2年過ぎようとしていますが、検査体制も整っていない状態にあります。

後追いのまん延防止等措置で経済的なダメージも拡大しています。まさにコロナ敗戦です。今こそ国の強いリーダーシップにより、方向性が示される必要がある時です。

■【ビジネス・アイ】

セカンドハウス固定資産税！

社長 「ニュースで見たんだけど、二十数年ぶりに東京の人口が減ったといっていたけど、コロナ禍でリモートワークが増えて田舎に引っ越す人も増えたみたいだね」

花野 「そうですね。リモートワークできる仕事であれば、ネットさえ繋がれば問題ないですからね」

社長 「田舎に引っ越さないまでも週末は田舎という人もいるみたいだね」

花野 「月の半分は田舎のセカンドハウスで仕事をするという人もいますね」

社長 「セカンドハウスってよさそうだね。でも家を二つ持つと固定資産税とかの負担も増えるよね」

花野 「それに関しては、固定資産税には住宅用地の軽減特例があるんですよ」

社長 「それってどんな特例なの？」

花野 「すでにお住いの住宅には固定資産税を1/6にする特例が適用されているんですが、セカンドハウスも生活を営む拠点であると認定されると固定資産税が1/6に軽減されるんですよ」

社長 「そうなんだ。でもどうしたら認定されるの？」

花野 「市町村によって要件も異なるのですが、例えば一月に1泊二日以上滞在するとかの生活の実体があれば認められるようですね」

社長 「そうなんだ。相続して空き家になっている田舎の実家があるんだけど、セカンドハウスとして活用することも検討する余地がありそうだね」

花野 「そうですね」

■【今月のキーワード】

住宅用地の軽減特例

住宅用地とは居住するための建物の敷地となっている土地のことをいいます。住宅用地には固定資産税の課税標準の特例措置があります。小規模住宅用地(200㎡まで)は1/6、一般住宅用地(200㎡を超える)は1/3にする特例です。また、この特例は都市計画税にも同様(それぞれ1/3、2/3)に適用されます。これらは生活を営む拠点であるセカンドハウスにも適用されます。セカンドハウスとして認定されるかの要件は所在する市町村ないし都道府府により異なります。

■【今月の1冊】

『ペストの歴史』

宮崎 揚弘 著

山川出版 ¥2500

オミクロン株の感染拡大が続く中、各国それぞれの対策を打っていますが 欧州ではかつてペストの災禍に見舞われました。

人口の過半数を失うような疫病に襲われた時、人々はどのように対処したのか。何世紀にもわたり襲来するペストから欧州は、検疫、パスポート、公衆衛生などペストに立ち向かうすべを生み出しました。



■【編集後記】

オミクロン株感染拡大がなかなか止まりませんね。そんな中コロナワクチンの第三回目を接種してきました。ワクチンの種類は三回ともモデルナです。三回目も二回目同様の副反応があり翌日は仕事にならなかったですね。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.180(毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2022.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808